

しょうざんゴルフクラブ ICカード会員規約

第一条(しょうざんゴルフクラブ ゴルフ練習施設利用)

しょうざんゴルフクラブ内ゴルフ練習施設(以下「当施設」という)をご利用の際には、しょうざんゴルフクラブICカード(以下「ICカード」という)が必要となります。当施設ご利用のお客様には、例外なく、ICカード会員にご登録の上ご入会いただきます。ICカードの所有権は当施設に帰属します。ICカード発行の際、ICカード保証金として500円お預かりいたします。保証金は利用料金には充当できません。退会される場合、ICカードは当施設にご返却下さい。お預かりした保証金500円をお返しいたします。

第二条(適用範囲)

ICカードは、当施設の定めた施設内において、指定された入場料・貸しボール料・貸しクラブ料・年会費等の支払いに利用できます。

第三条(使用方法)

ICカードをご利用の際は、必ず裏面の注意事項をご確認ください。

第四条(禁止事項)

次の行為を禁止します

1. 本人以外がICカードを使用すること。
2. ICカードを貸与・譲渡・担保預託すること。
3. ICカードの換金および払い戻しをすること。
4. 利用者一人が複数枚のICカードを所持または使用すること。

第五条(無効)

次の場合は、ICカードは無効となります。

1. ICカードの指示事項または磁気の記録内容が改ざんされた場合。
2. その他、当施設が必要と認めた場合。

第六条(再発行)

次の場合は、ICカードの再発行を致します。その場合は本人確認をさせていただきますのでご了承ください。なお、再発行するICカード一枚につき525円のICカード代金を申し受けます。

1. 汚損または破損などにより、ICカードの使用が不可能な場合。
2. その他、当施設が必要と認めた場合。

第七条(料金改定)

1. 施設の利用料金を改定する場合は、施設内の掲示をもって変更させていただきます。
2. 料金改定の取り扱いは、その改定日前に発行されたICカードの未使用残についても適用いたします。

第八条(紛争の協議)

1. ICカードの利用に関して紛争が生じた場合は、双方で良心的に話し合いを行い、円満に解決することとします。
2. 前一項で解決できない場合は、京都地方裁判所の判断によるものとします。

付 則

1. この規則は、2008年8月6日から適用します。